

新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、吸い殻、空き缶等のばい捨て等美観を害する行為及び路上喫煙により他人の身体を害する行為を市、市民等及び事業者の協働により防止することについて必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 吸い殻、空き缶等 たばこの吸い殻及び空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物等の容器並びにチューインガムのかみかす、紙くず、プラスチックくずその他容易に捨てることのできる物をいう。
- (2) ばい捨て 回収容器及び定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 飼い犬等 自己が所有し、又は管理する犬及び猫をいう。
- (4) 路上喫煙 屋外の公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、滞在し、通勤し、若しくは通学し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 本市の区域内において事業活動を行うものをいう。
- (7) 屋外の公共の場所 道路、公園、広場、河川、港湾、海岸その他の屋外の公共の用に供する場所及び規則で定める市庁舎の敷地をいう。

(市の責務)

第3条 市は、吸い殻、空き缶等のばい捨て等美観を害する行為及び路上喫煙により他人の身体を害する行為(以下「美観を害する行為等」という。)の防止に関する施策を実施しなければならない。

2 市は、市民等及び事業者に対し、美観を害する行為等の防止に関する意識の啓発をしなければならない。

3 市は、美観を害する行為等の防止に関し、市民等、事業者及びこれらのものが組織する団体を育成し、その自主的な活動を支援しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民は、その居住する地域における環境美化活動に積極的に参加すること等により美観を害する行為等の防止に努めなければならない。

2 市民等は、前条第1項に規定する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、美観を害する行為等の防止に関し、市民等及び従業員の意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、第3条第1項に規定する施策に協力しなければならない。

(吸い殻、空き缶等のばい捨ての禁止等)

第6条 何人も、屋外において吸い殻、空き缶等を生じさせたときは、これを居住する場所等に持ち帰り、又は回収容器若しくは定められた場所に収納するよう努めなければならない。

2 何人も、屋外の公共の場所に吸い殻、空き缶等のばい捨てをしてはならない。

3 何人も、屋外の公共の場所から屋外の公共の場所以外の場所に吸い殻、空き缶等のばい捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの回収等)

第7条 何人も、屋外において飼い犬等を連れているときは、当該飼い犬等がしたふんを回収するために必要な物を携帯し、当該飼い犬等がしたふんを居住する場所等に持ち帰るよう努めなければならない。

2 何人も、飼い犬等を連れているときは、当該飼い犬等が屋外の公共の場所でしたふんを回収しなければならない。

3 何人も、屋外の公共の場所において飼い犬等を連れているときは、当該飼い犬等が屋外の公共の場所以外の場所でしたふんを回収しなければならない。

(宣伝物等の回収)

第8条 屋外の公共の場所において、ビラ、パンフレットその他これらに類する物(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、その場所の周辺に散乱した当該宣伝物等を速やかに回収しなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第9条 自動販売機により飲料を販売する者は、当該自動販売機が設置されている場所に飲料容器の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(路上喫煙制限地区の指定)

第10条 市長は、たばこの吸い殻のぽい捨てが多く行われるおそれがあり、かつ、路上喫煙により他人の身体を害するおそれがあると特に認められる区域その他市長が特に必要と認める区域を路上喫煙制限地区として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙制限地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その地域の住民、商店街その他関係する団体の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定による路上喫煙制限地区の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、その指定に係る路上喫煙制限地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(路上喫煙の禁止等)

第11条 何人も、路上喫煙制限地区以外の場所で路上喫煙をするときは、携帯用の吸い殻入れを使用し、又は吸い殻入れのある場所とするよう努めなければならない。

2 何人も、路上喫煙制限地区において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。

(勧告)

第12条 市長は、第9条の規定に違反している者に対し、快適な生活環境の確保を図るために必要な限度において、回収容器の設置その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第14条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(その他)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第16条 第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は第11条第2項の規定に違反した者は、1,000円の過料に処する。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成21年1月19日から施行する。